# 資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直し



(市場区分再編に係る「第一次」制度改正事項)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が、企業活動・企業業績に多大な影響を与える中、我が国経済の早期回復及び持続の成長に向けて、市場の健全性を強化しつつ、資金供給機能の向上を図ることが喫緊の課題
- 市場区分再編を見据えて新規上場基準等を改正し、新規上場の円滑化・上場後の中長期的な企業価値向上の促進を図るほか、財務状況に不安を抱える上場企業の資本政策・経営戦略の柔軟性向上のため、上場廃止基準等を見直し

## 新規上場基準等

市場区分	改正内容(※1、2)
市場第一部	<ul> <li>一部指定・市場変更に係る流動性基準の共通化による中長期的な企業価値向上の促進(時価総額250億円、流通株式時価総額100億円、株主数800人等)</li> <li>赤字上場の緩和(売上高100億円以上かつ時価総額1,000億円以上の赤字企業を含め、短期的な業績動向によらず、実質的な収益基盤や開示状況を確認)(※3)</li> </ul>
マザーズ	<ul><li>流動性基準の緩和による新規上場の裾野拡大(上場廃止基準と統一)</li><li>事業計画に係る開示制度の拡充による投資者の信頼性向上</li></ul>
本則市場 (市場第二部) / J A S D A Q スタンダード	<ul> <li>基準統一による新規上場の予見可能性向上</li> <li>本則市場(市場第二部):流動性基準等の緩和による新規上場の裾野拡大</li> <li>JASDAQスタンダード:ガバナンスコード適用による投資者の信頼性向上</li> </ul>

- ※1 形式基準に係る改正事項の詳細は次頁参照
- ※2 新規上場時に大規模な公募・売出し(1,000億円以上)を伴う場合は、各市場の流通株式比率基準を緩和(10%以上)
- ※3 実質基準(ト場審査の観点)を改正

## 上場廃止基準等

### ■ 債務超過基準の見直し

- ✓ 改善計画に係る開示制度の新設による早期改善の促進
- ✓ 以下の類型に該当する場合は上場廃止又は指定替えの対象外とし、資本政策・経営戦略の柔軟性を向上

類型			
投資者による相 応の市場評価	•	時価総額1,000億円以上の場合	
確実な債務超過 の解消見込み	•	法的整理・私的整理、地域経済活性化 支援機構の再生支援により債務超過解 消を計画する場合	

#### ■ 上場会社の新株発行に係る提出書類の削減

✓ 有価証券変更上場申請書等の提出事務の廃止

### その他

- 企業不祥事に対する実効性確保措置の見直し
- ✓ 新規上場時の申請書類に虚偽があった場合の上場廃止基準の見直し(直ちに上場適格性を再審査)
- 特設注意市場銘柄制度における審査事項の明確化(改善計画の進捗状況等を勘案)

# (参考) 新規上場等に係る形式基準の改正事項





	項目	見直し後	見直し前		
	模目		市場第二部	JASDAQスタンダード	
	株主数	400人以上	800人以上	2 0 0 人以上	
流動性	流通株式数	2,000単位以上	4,000単位以上	_	
	流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上	5 億円以上	
	時価総額	<del>-</del>	20億円以上	_	
ガバナンス	流通株式比率	2 5 %	3 0 %	_	
経営成績 財政状態	利益の額	最近1年1億円	最近2年5億円	最近1年1億円 又は 時価総額50億円以上	
	純資産の額	正	10億円	2 億円	

#### <市場第一部>

	項目	目直1.後	見直し後 		
<b>祝口</b>		元巨〇极	新規上場	一部指定	市場変更
流動性	株主数	800人以上	2,200人以上	2,200人以上	
	流通株式時価総額	100億円以上	10億円以上	20億円以上	
	時価総額	250億円以上	2 5 0 億円以上	40億円以上	│ マザーズ経由: │ │ 新規上場又は一 │
	売買高	<del>-</del>	_	月平均200単位	部指定と同一
経営成績 財政状態 -	収益基盤 ※いずれかを 充足	最近2年間の利益合計 25億円以上	最近2年間の利益合計 5億円以上	最近2年間の利益合計 5億円以上	   JASDAQ経     由:新規上場と
		売上高100億円 かつ 時価総額1,000億円	売上高100億円 かつ 時価総額500億円	売上高100億円 かつ 時価総額500億円	同一
	純資産の額	50億円以上	10億円以上	10億円以上	

#### **〈マザーズ〉**

	項目	見直し後	見直し前
	株主数	150人以上	200人以上
流動性	流通株式数	1,000単位以上	2,000単位以上
	時価総額	_	10億円以上

# 新市場区分への移行に向けた今後の工程とスケジュール



# <本改正のスケジュール>

時期	見直し事項	備考
7月29日	制度要綱の公表	■ パブリック・コメント期間:7月29日~9月 11日
11月1日	施行	■ 新規上場・一部指定基準等の改正に関しては、 施行日以後に申請する会社からの適用を想定

## <今後のスケジュール(再掲)>

● 本年2月21日公表の「新市場区分の概要等について」においてお示ししたスケジュールに関して、現時点で変更は想定していません。

時期	見直し事項	備考
2020年内	制度要綱の公表(新市場の制度) ※意見募集手続の実施	<ul><li>新市場区分の上場基準の詳細</li><li>既上場会社の移行プロセスの詳細</li></ul>
2021年春~	コーポレートガバナンス・コードの改 訂	■ プライム市場の上場会社を念頭に、より高い水 準が示される想定
2021年 6月	移行基準日	■ 上場会社に対して、7月末を目途に新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを通知
2021年 9月~12月	上場会社による市場選択手続	<ul><li>新市場区分の上場基準と改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた選択</li><li>新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書の内容を開示(公衆縦覧)</li></ul>
2022年 4月	一斉移行日	■ 新市場区分への移行完了